特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月８日　　弘前市長　櫻田　　宏

１　対象となる特定空家等

所在地　　青森県弘前市大字駒越字村元31番地２

家屋番号　未登記

構造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床面積　　約65㎡

２　所有者等が行うべき措置の内容

建築物を除却するとともに、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを運搬し適切に処理すること。

３　措置の期限　令和７年９月７日

期限までに上記２の措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用をその者から徴収する。

４　動産等の取扱い

市長等が上記２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、上記３の期限までに搬出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記６の問い合わせ先へ通知すること。

５　弘前市役所掲示場への掲示

この公告の内容は、弘前市公告式条例（平成18年弘前市条例第３号）別表に規定する弘前市役所掲示場において掲示する。

６　問い合わせ先

弘前市　建設部　建築指導課　空き家対策係

電話　0172―40―0522